

委託仕様書

1 委 託 件 名 タクシーチケット供給業務業務

2 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履 行 場 所 発注者の指定する場所

4 委 託 概 要

福岡市経済観光文化局ボートレース事業部職員が利用するタクシーについて、福岡市内のほぼ全てのタクシー会社と契約し、福岡市近郊のタクシー会社で利用できるタクシーチケットを供給するとともに、各タクシー会社からのタクシー乗車料金の請求を一括して行うもの。

5 タクシーチケットに関する特記事項

- ①タクシーチケットを無償で発行・納入できること。
- ②事務手数料が無料であること。
- ③乗車料金は、運輸局が事業者に対して認可した料金であること。
- ④福岡市内のほぼ全てのタクシー会社、福岡市近郊のタクシー会社で利用できること。
- ⑤タクシー利用料金の支払は後払いとして、1か月毎の口座振込とすること。
- ⑥タクシーチケット1枚の利用に限度額がある場合、2枚以上の乗車券の同時利用が可能であること。

6 料金の請求

- ①受注者は、1か月毎に乗車料金を請求すること。
- ②請求の際には、使用所属名、乗車料金、使用日、タクシー会社を記載した利用明細書を提出すること。
- ③乗車料金を除いて、本業務実施に当たって必要な手数料、チケットの印刷代その他本業務に必要な一切の経費は、受注者の負担とする。
- ④本業務実施に当たっていわゆるクレジットカードを発行しないこと。

7 チケットの納入

- ①受注者は、チケットの請求があった場合は、速やかにチケットを納入すること。

チケットの納入場所

〒810-0071 福岡市中央区那の津1丁目7番5号

経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課

- ②納入に当たっては、チケットが金券であることを踏まえ、受注者自らが持参するか郵送の場合は書留郵便等を利用するなどの措置を講じること。

8 契約期間の延長について

発注者の都合により契約期間の延長を申し出た場合、受注者の合意により、翌年3月31日までの期間延長を行う。